

島原労働基準監督署発表
令和6年2月9日(金)

照 会 先	島原労働基準監督署		
	署長	樽見 啓介	
	○監督・安衛課長	藤田 知也	
	電話	0957-62-5145	

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 9か月分の賃金不払いの疑い～

島原労働基準監督署（署長 樽見 啓介）は、本日、株式会社サンチュウ及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

事件の概要

労働者3名に対し、令和3年2月から同年10月までの9か月間の定期賃金（合計約297万円）を、それぞれの所定賃金支払日に支払わなかった疑い。

1 被疑者

株式会社サンチュウ
所在地：長崎県島原市大手原町
事業内容：電気機械器具製造業
代表取締役A（男、50歳代）

2 違反条文

被疑者株式会社サンチュウ、被疑者Aともに、最低賃金法違反
同法第4条第1項（最低賃金の効力）
同法第40条（罰則）
同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者Aは被疑者株式会社サンチュウの労働者3名に対する令和3年2月分から令和3年10月までの9か月間（令和3年2月1日から令和3年10月31日まで）の定期賃金合計約297万円を、それぞれの所定支払日に、長崎県最低賃金（令和2年10月3日から令和3年10月1日までは時給793円、令和3年10月2日から令和4年10月7日までは時給821円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 その他

長崎県最低賃金は現在、898円（令和5年10月13日から）となっています。
最低賃金法では、労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払わなければならないことを使用者に義務付けており、この義務を果たさずに賃金不払いを発生させ、労働者の生活を脅かした使用者に対しては、司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

(参考)

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第四十条

第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。